

平成18年第3回定例会

富良野市議会会議録

平成18年9月5日(火曜日)午前10時00分開会

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 (18年第2定)議案第5号 富良野市立学校施設利用条例の制定について
(18年第2定)議案第7号 富良野スポーツセンター条例の全部改正について
- 日程第 4 (18年第2定)議案第6号 富良野市中心街活性化センター設置条例の制定について
- 日程第 5 所管事項に関する委員会報告
調査第8号 保健・医療・福祉・介護における連携について
調査第9号 観光行政について
- 日程第 6 議会改革特別委員会報告
都市事例調査
- 日程第 7 監査委員報告
(例月出納検査結果報告17年度5月分、18年度5月～7月分)
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分報告(平成18年度富良野市一般会計補正予算第2号)
- 日程第 9 報告第 2号 専決処分報告(平成18年度富良野市一般会計補正予算第3号)
- 日程第10 報告第 3号 専決処分報告(平成18年度富良野市一般会計補正予算第4号)
- 日程第11 報告第 4号 富良野市土地開発公社の清算事務報告について
報告第 5号 株式会社富良野振興公社の経営状況について
報告第 6号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について
報告第 7号 株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議案第15号 富良野市監査委員の選任について
- 日程第14 議案第16号 富良野市公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第17号 富良野市表彰条例に基づく表彰について
- 日程第16 議案第18号 富良野市議会会議規則の一部改正について
- 日程第17 認定第 1号 平成17年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 平成17年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号 平成17年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

認定第 4号 平成17年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成17年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成17年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成17年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成17年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第 9号 平成17年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

日程第18 議案第1号～第14号(提案説明)

出席議員(18名)

議長	20番	中元 優君	副議長	6番	岡本 俊君
	1番	今利 一君		2番	佐々木 優君
	3番	宮田 均君		4番	広瀬 寛人君
	7番	横山 久仁雄君		9番	野嶋 重克君
	10番	上田 勉君		11番	天日 公子君
	12番	東海林 孝司君		13番	千葉 健一君
	14番	岡野 孝則君		15番	菊地 敏紀君
	16番	穴戸 義美君		17番	北 猛俊君
	18番	日里 雅至君		19番	東海林 剛君

欠席議員(1名)

8番 千葉 勲君

説明員

市長	能登 芳昭君	助役	石井 隆君
総務部長	下口 信彦君	市民部長	大西 仁君
保健福祉部長	高野 知一君	経済部長	石田 博君
建設水道部長	里 博美君	看護専門学校長	登尾 公子君
商工観光室長	高山 和也君	中心街整備推進室長	細川 一美君
総務課長	松本 博明君	財政課長	鎌田 忠男君
企画振興課長	岩鼻 勉君	教育委員会会長	齊藤 亮三君
教育委員会会長	宇佐見 正光君	教育委員会会長	杉浦 重信君
農業委員会会長	藤野 昭治君	農業委員会会長	大西 克男君
監査委員	今井 正行君	農事務局局長	小尾 徳子君
		監査委員局長	

公平委員 会長
島 強 君
選挙管理委員 会長
藤 田 稔 君

公平委員 会長
小 尾 徳 子 君
選挙管理委員 会長
藤 原 良 一 君

事務局出席職員
事務局 長
桐 澤 博 君
書 記
日 向 稔 君
書 記
渡 辺 希 美 君

書 記
大 畑 一 君
書 記
藤 野 秀 光 君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

議長(中元優君) これより、本日をもって招集されました平成18年第3回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

議長(中元優君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

議長(中元優君) 日程第1 会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

野 嶋 重 克 君
岡 野 孝 則 君
上 田 勉 君
千 葉 健 一 君
今 利 一 君
東海林 孝 司 君
佐々木 優 君
天 日 公 子 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、

野 嶋 重 克 君
岡 野 孝 則 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

議長(中元優君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長桐澤博君。

事務局長(桐澤博君) - 登壇 -

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案

第14号及び議案第17号、認定第1号から認定第9号及び報告第1号から報告第7号、以上31件につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第15号、議案第16号、諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。このうち、調査終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議長の報告でございますが、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして本日御配付のとおりでございます。朗読は、慣例により省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

議長(中元優君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長横山久仁雄君。

議会運営委員長(横山久仁雄君) - 登壇

-
議会運営委員会より8月29日に告示されました平成18年第3回定例会が本日開催されるに当たりまして、8月31日及び本日、議会運営委員会を開催し、審議いたしました結果について御報告申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は、46件でございます。うち議会側提出事件は12件で、その内訳は、付託審査案件3件、事務調査報告2件、特別委員会報告1件、都市事例調査報告1件、規則改正1件、例月出納検査報告4件でございます。

市長よりの提出事件は34件で、その内訳は、予算5件、条例9件、決算9件、人事3件、報告7件、その他1件でございます。

事件外といたしまして、市長行政報告及び議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、市長の行政報告を受け、次に、第2回定例会で総務文教委員会に付託の議案第5号及び議案第7号の審議を願い、次に同じく経済建設委員会に付託の議案第6号の審議を願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、特別委員会報告、都市事例調査報告、監査委員報告を受けます。次に、報告第1号から報告第7号の審議を願い、次に、諮問第1号及び議案第15号から議案第18号の審議を願います。

次に、認定第1号から認定第9号、平成17年度各会計決算認定につきましては、議会運営委員会において、議員全員による決算審査特別委員会を本日設置し、閉会中、審議を願うことで申し合わせをいたしております。

次に、議案第1号から議案第14号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。

9月6日、7日、8日は議案調査のため、9月9日、10日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目、9月11日、第3日目、12日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

9月13日、14日は、議案調査のため休会といたします。

本会議第4日目、9月15日は議案第1号から議案第14号の審議を願いますが、その

うち、議案第6号は全部改正条例でありますので、市民福祉委員会に付託し、閉会中審査を願うことで申し合わせをいたしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次審議を願い、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営につきまして申し上げます。

一般質問の通告期限は本日13時まで、請願、意見案、調査等につきましては、9月11日の日程終了時までとすることで申し合わせをいたしております。

以上、平成18年第3回定例会の会期は、本日9月5日から9月15日までの11日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

特に、今定例会より、一般質問につきましては一問一答方式を採用することになっております。その実施と議会運営に議員、理事者各位におかれましては、特段の御配慮、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

議長（中元優君） お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は9月5日から9月15日までの11日間とし、うち6日、7日、8日、13日、14日は議案調査のため、9日、10日は休日のため、それぞれ休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

行 政 報 告

議長（中元優君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発

言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

平成18年第3回富良野市議会定例会行政報告をいたします。

1点目は、日中韓観光大臣会合、観光視察会の開催についてであります。

平成18年7月1日から3日まで、東アジアで初めての観光大臣会合が北海道で開催されました。

この会合は、日本、中国、韓国の3カ国の交流を通して観光振興を図ることを目的とし、政府及び国際観光機構、観光協会、旅行エージェント、文化団体等350名の参加により、大臣会合、文化交流会、ビジネスフォーラム及び観光視察会を実施いたしました。

開催に当たりましては、国土交通省、北海道及び北海道の観光拠点都市として富良野市、札幌市、旭川市、釧路市と経済観光関連団体等で構成する実行委員会により実施されました。

富良野市では、7月2日に観光視察会として観光関係者83名を対象とした日中韓観光大臣会合歓迎昼食会を開催し、本市の観光や郷土芸能、北海へそ踊りのPRを行いました。

また、同日、旭川においても富良野市、旭川市共催による民間団体、舞踏関係者75名を対象とした歓迎昼食会を開催し、本市の観光PRを行いました。

このことが、本市において現在取り組んでいる海外からの観光客誘致の促進、観光振興の進展に大きくつながるものと期待しているところであります。

2点目は、集中豪雨等による被害についてで、その1は、平成18年7月16日、17日発生の局地的集中豪雨による被害についてであります。

平成18年7月16日、午後5時ごろ、麓郷で時間雨量48ミリ及び17日午後2時ごろ、時間雨量38ミリの局地的集中豪雨があ

り、麓郷、布礼別地域の道路、河川及び農作物に被害を受けました。

被害状況につきましては、道路、河川では側溝及び横断管埋塞、のり面崩壊、土砂堆積、砂利道洗掘等市道27路線28カ所、2河川2カ所が被害を受けたところであります。

この間、所管部局では麓郷、布礼別、富丘及び東山地域の被害状況を調査するとともに、17日から被害の拡大を抑えるため、被害カ所の復旧に向け対応したところであります。

なお、緊急を要する復旧につきましては、7月17日付で専決処分により対応したところであります。

また、農作物につきましては、麓郷、布礼別地域の秋小麦、タマネギ等の圃場で表土の流出、雨水や土砂の流入が発生いたしましたので、関係団体と連携し、生育の影響や品質低下が最小限になるように対応したところであります。

その2、平成18年8月4日発生の局地的集中豪雨による被害についてであります。

平成18年8月4日、午後4時ごろ、富良野市で時間雨量33ミリ、麓郷で26ミリの局地的集中豪雨があり、道路、住宅等に被害を受けました。

被害状況につきましては、道路では側溝及び横断管埋塞、路肩崩壊、土砂堆積等、市道14路線14カ所が被害を受けたところであります。

この間、所管部局において被害の拡大を抑えるため、被害カ所の復旧に向け、対応したところであります。

なお、緊急を要する復旧につきましては、8月5日付で専決処分により対応したところであります。また、住宅につきましては、未広町で住宅1戸が床上浸水の被害を受けたところであります。

その3、平成18年8月18日から19日発生の前線の停滞に伴う大雨による被害についてであります。

平成18年8月17日夜半から、停滞前線の活発化に伴う大雨により、18日から19日早朝にかけて、富良野市全域で道路、河川及び住宅に被害を受けました。2日間の総雨量は、富良野で124ミリ、麓郷で153ミリの記録をしております。

被害状況につきましては、道路、河川では側溝及び横断管埋塞、路肩崩壊、土砂堆積、道路決壊及び洗掘等市道31路線34カ所、2河川2カ所が被害を受けたところであります。

この間、所管部局において18日未明より警戒体制をとり、道路、河川の巡回による情報収集、危険箇所の通行どめ、農地等への被害が予想される箇所への排水ポンプの設置、側溝しゅんせつ等対策を講じてきたところであります。

なお、緊急を要する復旧につきましては、8月18日付で専決処分により対応したところでありますが、市道金岡線道路決壊の復旧につきましては、国の災害査定を受けたのち、公共土木施設災害復旧工事に対応する予定であります。

また、住宅につきましては、18日未広町で住宅1戸が床上浸水の被害を受けたところであります。

3点目、富良野市屋内プールの安全対策についてであります。

埼玉県内の市営プールにおける児童死亡事故を受け、文部科学省からの通知により緊急調査を実施した結果、富良野市屋内水泳プール施設につきましても、幼児用プール、一般用プールの2カ所において吸水口と排水口を金具で固定されていないことが判明いたしました。

そのため、8月12日から15日まで臨時休業とし、12日早朝より吸水口を金網による固定、中ぶたの固定、排水口をコンクリートビスどめによる固定を行い、16日から平常開館いたしました。今後も、室内水泳プールの安全管理につきましては十分留意して運営してまいります。

4点目、富良野圏域における今後の広域行政に関する協議についてであります。

富良野地区広域市町村圏振興協議会委員会では、平成18年3月23日、自治のかたち検討プロジェクトチームからの最終報告を受け、各市町村が住民への情報提供、意見集約を図り、再度5市町村で今後の方向性を協議することの確認がなされ、富良野市としてはこの確認に基づく市民、議会、職員への説明会を実施し、意見集約を図ってきたところであります。

当委員会は、平成18年7月21日と8月28日の2回、富良野圏域の今後の方向性に関する協議を行い、各町村より合併に対する住民の考え方が熟していないこと、合併に関する協議をすることは、合併に向かう懸念の声があるなどの意見が出され、広域連合を志向する考えが示されました。

富良野市としては、最終出口が合併に向かう土壌づくりを図る必要があると考えていることから、市民への合併した場合の具体的な情報提供のために、合併の姿を具体的に検討する組織を設置する提案を行いました。他の町村の意向が強く変わらないことから、5市町村として共同歩調をとる上で、また、信頼関係の構築を図る上からも圏域町村の意思を十分に尊重した広域連合に取り組むことに合意したところであります。

なお、広域連合で取り組む事務等の具体的な内容につきましては、今後の委員会において協議する予定であります。

5点目、要望運動についてであります。

その一つ、地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、7月10日に北海道開発局、旭川開発建設部、北海道建設部、旭川土木現業所に対し、また、7月14日には国土交通省、財務省、6区及び管内選出衆議院議員に対し、道路予算の増額確保、既指定整備区間の整備促進、既指定調査区間の整備区間への早期指定、加えて未指定区間の調査区間への早期指定につ

いて要望してまいりました。

2点目、上川地方総合開発に関する事業の推進についてであります。

上川地方総合開発期成会副会長として、7月11日に北海道、北海道教育庁、北海道議会、北海道開発局に対し、また、7月14日に国土交通省、財務省、6区及び管内選出衆議院議員に対し、平成19年度の上川地方総合開発に関する事業推進について要望してまいりました。

3点目、国営総合農地防災事業「空知川地区」の推進についてであります。

国営総合農地防災事業「空知川地区」特別対策協議会会長として、7月13日に国土交通省、農林水産省、6区及び管内選出衆議院議員に対し、国営総合農地防災事業「空知川地区」の新規全体実施計画の実施設計の着手について要望してまいりました。

4点目、開発道路美唄富良野線の整備促進についてであります。

開発道路美唄富良野線整備促進期成会副会長として、8月3日に北海道開発局、札幌開発建設部、札幌開発建設部岩見沢道路事務所、北海道建設部、札幌土木現業所に対し、道路整備の計画的な推進と早期完成について要望してまいりました。

5点目、根室本線の運行体系改善に関する要請についてであります。

滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町で構成する根室本線対策協議会会長として、8月21日に北海道旅客鉄道株式会社に対し、フラノラベンダーエクスプレスを初めとしたリゾート列車の継続と運行時間の改善、列車の運行時間の改善や区間延長、DMVの試験走行、イベント等企画ツアーの継続、拡充などについて要請してまいりました。

6番目、固定医師確保に関する要望についてであります。

地域センター病院院長及び富良野医師会会長とともに、8月29日に旭川医科大学の泌尿器科、整形外科、小児科及び旭川医科大学

附属病院に対し、地域センター病院への医師の確保と固定化について要望してまいりました。

以上です。

議長（中元優君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第3

（18年第2定）議案第5号 富良野市立学校施設利用条例の制定について

（18年第2定）議案第7号 富良野スポーツセンター条例の全部改正について

議長（中元優君） 日程第3 前回より継続審査の議案第5号富良野市立学校施設利用条例の制定及び議案第7号富良野スポーツセンター条例の全部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長東海林剛君。

総務文教委員長（東海林剛君） - 登壇 - 総務文教委員会より御報告申し上げます。

平成18年第2回定例会において付託となりました、議案第5号富良野市立学校施設利用条例の制定について及び議案第7号富良野スポーツセンター条例の全部改正についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第5号富良野市立学校施設利用条例の制定についてから御報告申し上げます。

この条例は、従来規則で定められていました市内小中学校施設のスポーツ開放について、学校教育上、支障のない範囲で市民がスポーツ活動に利用できるよう条例で定め、利用者から一定の利用負担を願うため、本条例を制定しようとするものであります。

本委員会は、担当部局に本条例の解釈と運用などについての説明と、資料の提出を求め

るとともに、富良野市の財政状況についても説明を求め、財政面からも慎重に審査を進めてまいりました。

審査経過では、スポーツ少年団活動については従来どおり無料ではありますが、一般の使用についての利用料金に関する意見が多く出され、利用料の徴収は学校開放事業の原点であるスポーツ活動による地域コミュニティ活動の推進に影響を与えるものではないか、料金徴収により利用率の低下を招かないか、また、利用率が低下した場合の対応策が必要であるなど、地域コミュニティ活動の拠点とも言える学校施設の利用に料金徴収が発生することに対する懸念が多く出されました。

しかし、平成12年度以降では15、16年度を除き実質単年度収支が赤字決算となっている厳しい財政状況の中で、持続可能な行政サービスをいかに提供していくかという点では、有料化の議論も避けられない問題であり、他市の有料化実施状況からみても、市民に応分の料金負担が求められる背景となってきたことが改めて認識をされ、一定の合意を見ることとなりました。

協議の結果、富良野市立学校施設利用条例の制定については意見を付し、原案可決すべきものと決定をいたしました。意見は2点でございます。

1、学校利用は、地域住民のコミュニティづくりの場として大切な役割を持つことを認識し、地域ぐるみのスポーツ振興を積極的に支援すること。

2、利用料金を徴収することによる利用低下につながらないように対応し、体育指導員と連携しながらスポーツの普及に努められたい。

議案第5号富良野市立学校施設利用条例の制定についての報告は以上でございます。

続きまして、議案第7号富良野スポーツセンター条例の全部改正について御報告申し上げます。

この条例は、公の施設にかかる指定管理者導入方針に基づき、スポーツセンターを指定

管理者による管理にしようとすることを前提に、その管理、運営について定め、利用料を改定するものであります。

本委員会は、担当部局に本条例の解釈と運用などについて説明を求め、慎重に審査を進めてまいりました。

審査を進める中で、指定管理者が行う業務内容、市のスポーツセンター設置目的が合致するのか、指定管理者制度に移行したのちのスポーツ課の果たす役割はどうなるのか、体育指導員の役割と位置づけはどうなるのか、各地域においてコミュニティ活動の手段としてのスポーツの果たす役割は一層重要なものであり、試作的に進めていく必要があるなど、多岐にわたる意見が出されました。

協議の結果、条例案については他の条例との整合性にかんがみ、一部修正の上、意見を付し、原案可決すべきものと決定をいたしました。

修正案でございますが、富良野スポーツセンター条例の全部改正案の一部を次のように修正する。

第15条第2項、「指定管理者はその指定の期間が満了したとき、または、その指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部、もしくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかにその管理しなくなった施設、または設備を速やかに現状に回復しなければならない」を、「指定管理者はその指定の期間が満了したとき、または、指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部、もしくは一部の停止を命ぜられたときには、速やかにその管理しなくなった施設、または設備を現状に回復しなければならない」というふうに、「速やか」を1カ所削除したということに改める。

意見でございますが、スポーツセンターの指定管理者による管理運営の移行に当たっては、スポーツを通じた地域コミュニティ活動が損なわれることのないよう、行政、指定管理者、体育指導員の三者が互いに連携を密にし、市民のスポーツ活動の普及に努められた

い。

以上、総務委員会からの報告といたします。

議長（中元優君） これより、本件2件の質疑を行います。

最初に、議案第5号について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 次に、議案第7号について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件について、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4

（18年第2定）議案第6号 富良野市中心街活性化センター設置条例の制定について

議長（中元優君） 日程第4 前回より継続審査の議案第6号富良野市中心街活性化センター設置条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員長 穴戸義美君。

経済建設委員長（穴戸義美君） - 登壇 - 富良野市中心街活性化センター設置条例の制定について、経済建設委員会より御報告を申し上げます。

平成18年第2回定例会において付託となった、議案第6号富良野市中心街活性化センター設置条例の制定についての審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

この条例は、活力ある商業基盤の確立と市民が安心して暮らせる地域社会の形成を目指し、中心市街地の活性化を図ることを目的として本条例を制定するものであります。

本委員会は、担当部局に本条例の解釈と運用、また、施行規則案、利活用計画、利用料金等の算定について、各階平面図の資料、事業収支計画書、駐車場配置計画、動線計画図などの提出と説明を求め、慎重に審議を進めてまいりました。

中心街活性化センターの具体的な活用計画、経営計画を検証し、審査を進める中では、市直営と指定管理者制度導入による運営等の比較をしながら、さまざまな議論がされました。

特に議論が集中した点は、地域交流施設の利用許可範囲、センター利用時間の設定、センター利用料金の設定など3点について意見が出され、市長との意見交換も行ってきたところであります。

本委員会では、市長との意見交換において、基本的な見解を初め、条例の内容について何点かの項目については一定の見解が示されたことにより、わかりづらいところや、懸念される点などは解消したところであります。

各委員からは、今後において本施設が一人でも多くの市民に健康の面、スポーツの面を含め、大いに利用され、有効に活用されるためにも、市民に対するPRが非常に重要になることも指摘したところでありますが、市長からも広報のPR版やラジオふらのなどの周知を初め、特に市民の方に実際に現地を目で見ていただく機会として、例えば施設見学会の方策をとりながら推進をしていきたいとの見解も示されたことから、委員会では一定のまとまりを見たところであります。

よって、議案第6号富良野市中心街活性化センター設置条例の制定については、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上を申し上げまして、経済建設委員会が

らの報告といたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 今、報告をいただいた中に、市長との意見交換が行われたという部分がありまして、その中でわかりづらいところや懸念される部分が解消されたとお話がありましたけれども、具体的にはどういう点だったのかお知らせ願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済建設委員長穴戸義美君。

経済建設委員長（穴戸義美君） - 登壇 -
ただいまの質問に御答弁をいたします。

先ほども御報告を申し上げてまいりましたけれども、いろいろな議論がされた中で、3点ほどということで委員会でいろいろ市長との意見交換をしたということで、先ほど報告した内容と同じであります。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

2番佐々木優君。

2番（佐々木優君） 3点というのは、その以下で述べられている点でよろしいのでしょうか、確認いたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

経済建設委員長穴戸義美君。

経済建設委員長（穴戸義美君） - 登壇 -
それで結構だと思います。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第5

所管事項に関する委員会報告

議長（中元優君） 日程第5 前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

本件に関し、順次委員長の報告を求めます。

初めに、調査第8号について、市民福祉委員長日里雅至君。

市民福祉委員長（日里雅至君） - 登壇 -
市民福祉委員会より、平成18年度第2回定例会において継続調査の許可を得ました、調査第8号保健・医療・福祉・介護における連携についての調査経過について御報告申し上げます。

本委員会は、担当部局との意見交換を行い、本市保健福祉部の個別の概要把握と現状課題について調査を進めてきたところであります。

高齢者保健福祉、介護保険事業、地域福祉、障がい者、健康増進とそれぞれの個別計画は、平成18年度より新計画がスタートしたところであり、子育て支援に関する次世代育成支援地域行動計画については2年目を迎えました。地域医療計画は、これからの策定となるところであります。各個別の計画には、それぞれ異なった目的や役割がありますが、どの計画においてもほかの計画や担当部署との連携が非常に重要であり、スムーズな運用が図られ、市民がわかりやすく利用できる仕組みが必要となります。

また、大きなキーワードとして、地域コミュニティとの連携が挙げられますが、地域コミュニティが希薄化してきていると言われる状況において、連携以前の問題であり、政策的なコーディネートや専門分野の人材育

成、確保の必要性がかぎになってくると考えられます。

今後は、先進都市の事例調査を実施し、医療を軸として調査をさらに深めたく、今回は中間報告とし、継続調査を求めるものであります。

以上、市民福祉委員会からの報告を終わります。

議長（中元優君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第8号についての委員長報告は、中間報告であり、継続調査を要することです。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第8号については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第9号について、経済建設委員長穴戸義美君。

経済建設委員長（穴戸義美君） - 登壇 -
経済建設委員会より、事務調査第9号の中間報告を申し上げます。

本委員会は、平成18年第2回定例会において許可を得た事務調査第9号観光行政について担当部局より、富良野市の観光振興にかかわる資料の提出と説明を求め、調査してきたところであります。

調査に当たっては、改めて担当部局より本市における観光振興の基本的な考え方、また、現在までの観光の変遷について説明を受け、さらに観光経済調査を踏まえ、富良野市が今後目指す基本方向について考えを聴取してきたところであります。

基本方向については3点に絞り、市経済の持続的な発展を目指すとしております。项目的には、1点目は観光消費対策の促進、2点目は観光産業対策の促進を上げ、3点目は波及効果対策の促進としているところであります。

す。

本委員会では、今後における観光振興のために、今までの富良野観光を総括し、示された基本方向を具体的に検証するためにも、先進地調査もあわせて実施することとしており、今回は中間報告といたしたく、継続調査を求めるものであります。

以上を申し上げまして、経済建設委員会からの報告といたします。

議長（中元優君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、お諮りいたします。

調査第9号についての委員長報告は、中間報告であり、継続調査を要することです。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第9号については、継続調査とすることに決しました。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終わります。

日程第6

議会改革特別委員会報告

都市事例調査報告

議長（中元優君） 日程第6 前回より継続調査の議会改革特別委員会報告及び都市事例調査報告、以上2件を一括して議題といたします。

本件2件に関し、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇 -

議会改革特別委員会より、協議経過について御報告を申し上げます。

本委員会では、議会改革の取り組みについて、都市事例調査を実施しながら精力的に協

議、検討を進めてきたところであります。

この間、第2回定例会において提起をいたしました、一般質問における一問一答方式の採用に関連して、質の高い政策議論を行うためには、意見のすれ違いや聞き漏らし等を解消するため、質問時に1回目の答弁書の配付を検討されるべきとの見解を都市事例調査終了後直ちに議会運営委員会に具申をしたところであります。

これらの協議事項に関しましては、今定例会より早速導入予定であり、実施に向け御協議をいただきました議会運営委員会、市長を初め、理事者に敬意を申し上げます。

次に、懸案事項でありました議員定数の適正化についての協議経過を御報告いたします。

議会改革特別委員会が設置されてより、憲法、地方自治法、議会に関する条例、議会の使命と議員の職責に関する解説、本市の財政状況、都市事例調査など、議会の組織、権能、運営といったさまざまな観点から議員定数の適正化について協議を進めてまいりました。

具体的には、多様な民意の反映と住民の意見の集約などの役割強化、議員としての資質向上と議会の議事機関、監視機関としての機能の充実、議員の少数精鋭化と多様な人材が立候補できる環境とのバランス、常任委員会のあり方と議員の仕事量や質の問題、議会として最小の経費で最大の効果を得る方策などについて議論を交わしたところであります。

議員定数については、削減だけではなく、適正化という観点から意見交換を行ったことから、幅広い議論が行われましたが、同時に市民の意向が優先されるべきとの確認もされました。

こうした協議の中で、議員定数の具体的な数が提起され、これをもとに選択することでの決着について諮りましたが、多数決より、全委員の合意に向けた協議が重要となる旨の提言がありました。

このことから、議員定数の見直しについ

て、全会一致に向けた協議を進める上で、必要となる事項を協議し、議会における民意の反映を図るためのあらゆる手法の検討と実践に向けた取り組みを議会全体、議員全員で認識するとともに、議会改革の主要な課題として本委員会でも協議を継続することを確認したところであります。

このことを前提として、議員定数に関する合意に向け、会派内協議も含め、慎重に議論を重ねた結果、富良野市議会議員の定数は2名減の18人とする事で全会一致により合意をいたしましたところであります。

なお、明確で合理的な基準については出し得ませんでした。以下の趣旨によるものであります。

本市の社会情勢、とりわけ少子高齢化、厳しい地域経済の状況、人口の減少などと、住民の意向に削減の声が強いこと。市長部局と議員の質疑だけではなく、議員同士の議論を活発に行う3常任委員会の構成を維持し得る範囲とすること。地方分権の推進により、議会機能の強化が求められるが、住民の代表機関としての機能を発揮し得る範囲とすること。本市が取り組む行財政改革を一層推進するため、議会としてみずからの改革を率先する立場にあること。以上の内容であります。議員定数削減は議会改革の目的ではなく、手段であるべきであります。

今後の議会改革の取り組みについては、住民にとって議会や議員とは何か、どうあるべきかについて、今後も協議を継続し、真の地方分権を実現していく議会の確立と、それにふさわしい構成により、地方議会の活性化、議会の機能強化、議会の情報開示と住民参加の拡大等が抽象論ではなく、具体的なおのこの政策見解で示すべく努力が大切と考えているところであります。

なお、この9月定例会での報告となった理由といたしまして、明年4月の統一地方選挙富良野市議会議員選挙において、新たに立候補を考えている方に配慮したものであります。

議員各位におかれましては、慎重な御判断の上、御理解、御協力をいただきますようお願いを申し上げ、中間報告といたします。

次に、都市事例調査の御報告を申し上げます。

本委員会は、平成18年第2回定例会で許可を得ました議会改革にかかわる事務について、都市事例調査を実施いたしましたので、その結果について御報告をいたします。

7月13日から15日までの3日間、議会改革の取り組みについて室蘭市、栗山町、白老町をそれぞれ調査いたしました。

調査内容につきましては、議会改革全般にわたるものでありますが、特に室蘭市においては議会運営委員会に小委員会を設置して行われている議会改革にかかわる審議経過と、平成14年より導入された議会中継システム等について、栗山町では議員自身が考え、明文化し、議会で採択した議会基本条例を中心に、白老町では町が政策立案する計画構想などについて、政策形成過程の段階から議会の関与が行われていることや、一般質問の際、理事者側の1回目の答弁書を質問時に配布していること、平成11年に制定されている政治倫理条例等についてそれぞれ調査をしたところであります。

地方分権の推進により、自己決定と自己責任が拡大する中で、住民、行政、議会のそれぞれのかかわりを制度設計することが求められている時期にあって、非常に参考となるものであります。

詳細につきましては、お手元に御配布のとおりでありますので、御一読をお願い申し上げます。議会改革特別委員会からの報告を終わります。

議長（中元優君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 定数削減の市民意向がどのような形で改革委員会の方ではとらえたのか、その市民意向という意見の取り方と、その理由の根拠をお聞かせ願います。

それともう一つ、私は定数削減より先に議員ではなく、議会として市民の声を今以上に聞くシステムづくりが必要と考えます。この点についてもお聞きいたします。

もう一つ、私は他市町村の事例に惑わされず、富良野独自に定数の増員、報酬のあり方、これを市民とともに論議すべきと考えますが、その3点についてお聞きいたします。

議長（中元優君） 御答弁願います。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇

宮田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の市民意向の把握をどのような形でされたのかということであります。

これについては、その手法についての見解を示せということであって、意向が反映されているいないの疑念を抱かれたものではないということでお答えをさせていただきます。

まず、議会議員そのものの立場でありますけれども、市民から付託をされ、選挙においてここに登壇させていただいております。したがって、議員活動の基本は、市民の、あるいは住民の意向を幅広く聞くことが求められております。

特別委員会の中でも議論されましたけれども、議員の二面性ということで議論をさせていただきました。各団体、地域、組織、そういった方々の支援をいただいてここに当選をさせていただいて、議員として活動させていただいているわけでありまして、なっただからには市民全体の代表者という立場をもっているのが議員であります。

したがって、ただ単に私が先ほど前段申し上げた議員の役割は、市民の意見を幅広く聴取するという意味においては、ただ単に自分たちの周りにいる自分たちの支援者だけではなくて、それ以外の方々の意見も幅広く聴取するということを前提として取り組んでいるところをまず御理解をいただきたいと思っております。

その代表する議員が7名で特別委員会を構

成しております。そして、先ほどの説明にも申し上げましたけれども、会派内協議もいただきながらこの最終結論を導き出したわけがあります。

したがって、多くの議員の方の意見がここに反映されておりますし、そしてその議員の意見になっている根底、底辺には市民の要望が十分に反映されていると理解をいたしているところであります。

次に、そういった市民の意向を聴取するシステムづくりの関係についてであります。これにつきましては先ほどの説明でも若干触れておりますけれども、この後、議会改革特別委員会の中で当然この明確なシステムづくりについて協議を進めていくということになってございますので、今、そのシステムがなかったということでの反省点はありますけれども、今後こうしたシステムをつくっていくのだということも全議員が共通の認識を持って進められていくと考えておりますので、宮田議員にもよろしく御協力を御願いいたします。

それから、他市との比較に惑わされることなくということでありましたけれども、これも先ほど説明をさせていただきましたけれども、参考にはさせていただきましたけれども一切他市の影響を受けた形の中で協議がされているということでございますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 1点について、先ほどの市民意向、市民意向ということで議員がその市民の意向、意見を個人の活動、あるいは議会としての活動で聴取するという、この仕事のあり方というのはこれはわかることです。

納得するところですが、しかし、今回の議員定数の削減の声が具体的にどういうものだったのかということが議員の削減なのか、報酬なのか、それとも議員は仕事をしていな

いとか、そういうことなのかということが、はっきり明確に分析しなければ、やはり定員削減なのか、報酬なのか、仕事をしていないのか、そういう観点に立って私は議会の情報開示、あるいは市民の声を議会として聞くシステムづくりに先に取り組んだ方がいいと思う。その後、議員削減が来るというようなこと考えておりますが、その点についてもう一度質問をさせていただきたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

議会改革特別委員長北猛俊君。

議会改革特別委員長（北猛俊君） - 登壇

宮田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

聴取のあり方、どういった意見があったのかということでの御質問でありましたけれども、ここで一つ一つお答えをするには余りにも幅広い見解がございましたので、そのことについては省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、宮田議員がおっしゃられましたようにいろいろな見解がその中に出されておりました。それは、議員の報酬含め、定数含め、それはこの特別委員会が削減から始まったのではなくて、適正化から検討を始められたということで、まず御理解をいただきたいと思っております。

それと、1点、市民の意向に沿ってというお話もありましたけれども、説明の中でもさせていただきましたが、議会の改革を議会みずからが行うというところを前提にして議会で決めさせていただきましたので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

議長（中元優君） よろしゅうございますか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、

継続調査を要することであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、継続調査をすることに決しました。

以上で、議会改革特別委員長の報告を終わります。

日程第7

監査委員報告

議長(中元優君) 日程第7 監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成17年度5月分1件、平成18年度5月分から7月分3件であります。

本報告4件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、本報告を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

議長(中元優君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第8

報告第1号 専決処分報告

議長(中元優君) 日程第8 報告第1号 専決処分報告についてを議題といたします。

本件について説明を求めます。

助役石井隆君。

助役(石井隆君) - 登壇 -

報告第1号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る7月17日付をもちまして、平成18年度富良野市一般会計補正予算第2号につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、議会の承認を求めるものでございます。

本件につきましては、去る7月16日午後より、17日にかけての局地的集中豪雨により被害を受けました、公共土木施設の応急の対応と復旧を行うものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ295万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億2,726万1,000円にしようとするものでございます。

その概要について、歳出から御説明申し上げます。6ページ下段でございます。

14款災害復旧費は、道路及び河川の応急対応を行うため、災害応急措置委託料と災害復旧工事費で295万7,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。同じく、6ページ上段でございます。

20款繰越金は、前年度決算による繰越金で、295万7,000円の追加でございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算第2号の専決処分につきまして御報告を申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(中元優君) 本件について、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第9

報告第2号 専決処分報告

議長（中元優君） 日程第9 報告第2号 専決処分報告についてを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

報告第2号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月5日付をもちまして、平成18年度富良野市一般会計補正予算第3号につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本件につきましては、去る8月4日午後の局地的集中豪雨により被害を受けました、公共土木施設の応急の対応を行うものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億2,846万1,000円にしようとするものでございます。

その概要について歳出から御説明申し上げます。6ページ下段でございます。

14款災害復旧費は、道路の応急対応を行うための災害応急措置委託料で、120万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。同じく、6ページ上段でございます。

20款繰越金は、前年度決算による繰越金で120万円の追加でございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算第3号の専決処分につきまして御報告を申し上げますが、よろしく御審議の上、承

認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（中元優君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第10

報告第3号 専決処分報告

議長（中元優君） 日程第10 報告第3号 専決処分報告についてを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

報告第3号専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月18日付をもちまして、平成18年度富良野市一般会計補正予算第4号につきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

本件につきましては、去る8月18日未明より、19日早朝にかけての前線の停滞に伴う大雨により被害を受けました公共土木施設の応急の対応と復旧を行うものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ773万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億3,619万5,000円にしよ

うとするものでございます。

その概要について歳出から御説明を申し上げます。6ページ下段でございます。

14款災害復旧費は、道路及び河川の応急対応を行うための災害応急措置委託料と、工事用材料費、並びに補助災害復旧事業として申請予定の市道金岡線の設計測量調査委託料と応急分の災害復旧工事費で773万4,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。同じく、6ページ上段でございます。

11款地方交付税は、普通交付税で561万3,000円の追加でございます。

20款繰越金は、前年度決算による繰越金で212万1,000円の追加でございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算第4号の専決処分につきまして御報告を申し上げましたが、よろしく御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（中元優君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、お諮りいたします。

本件について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、承認することに決しました。

日程第11

報告第4号 富良野市土地開発公社の清算事務報告について

報告第5号 株式会社富良野振興公社の経営状況について

報告第6号 株式会社ふらの農産公社の経営状況について

報告第7号 株式会社空知川ゴルフ

公社の経営状況について

議長（中元優君） 日程第11 報告第4号から報告第7号、以上4件を一括して議題といたします。

本件4件につき、順次説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

報告第4号富良野市土地開発公社の清算事務報告について御報告申し上げます。

富良野市土地開発公社の解散につきまして、昨年、平成17年の第3回定例市議会で9月16日に議決をいただき、北海道知事より同年10月5日付解散認可の通知を、同月14日に受領、同日付で解散となり、その後、平成18年1月25日に清算事務を結了いたしました。

つきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昨年度市議会に報告した以降の経営状況、並びに清算状況につきまして別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第5号株式会社富良野振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社富良野振興公社の平成17年度の事業、並びに決算状況及び平成18年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第6号株式会社ふらの農産公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社ふらの農産公社の平成17年度の事業、並びに決算状況及び平成18年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第7号株式会社空知川ゴルフ公社の経営状況について御報告を申し上げます。

株式会社空知川ゴルフ公社の平成17年度の事業、並びに決算状況及び平成18年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定より、別冊のとおり御報

告を申し上げます。

以上でございます。

議長（中元優君） 本件4件について、御発言ございませんか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 富良野振興公社の株主総会の八、資料に載っております13ページの利益金処分の案、この内容についてちょっと説明願いたいのです。

この利益金の処分、当期損失金の1,435万5,031円、そしてこれを半分ずつに分けて処分するというような内容について御説明願いたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） 宮田議員の質問にお答えをいたします。

この利益金処分につきましては、平成17年度におけます振興公社の損失金差し引きの赤字になる分ということで、1,435万5,031円当期損失金が生じたということで、前年度からの繰り越し利益剰余金が688万9,598円ございますので、差し引きいたしまして746万5,433円を次年度へ繰越金とするという形でございます、2分の1という形での繰り越しではないということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

3番宮田均君。

3番（宮田均君） 今の内容によって、この振興公社の赤字の関係が出てきているわけですけれども、今後どのような対策でこの赤字をしっかりと経営内容に乗せて、その見通しとしていけるのかということをお聞きしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） お答えを申し上げます。

今、議員が質問をされた内容については、株主総会、役員会でも出されてございませ

て、その方策といたしましてはハイランドふら のにつきましては、湯治客対応のために3室 について研修をする場ということで研修室と いう形で取り扱いを行いまして、その部屋の 対応金額としては500円引き、また、割引 料金、これは利用者に対して割り引き料金 を出すという形とセットメニューを対応する と いう改善策を講じていくという形で株主総会 では報告をされているところでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

4番広瀬寛人君。

4番（広瀬寛人君） 同じく、現在の振興 公社の決算及び株主総会での内容について1 点教えていただきたいと思います。

今回の17年度の決算数字で見ますと、ハ イランドふらのとワインハウス、こちらの方 に事業部門が一番大きく足を引っ張っている ような形になっていると。その中で、18年 4月1日より指定管理者制度に名乗りを上げ ましてこの事業を継続をされているというこ とで、通常の企業でありますと選択と集中、 利益の取れる部門、利益が求められる部分に 経営の資源を集中をしていくと、そうでない 部門については縮小、削減を考えているとい うのが通常の経営の手法であると思いたす が、今回の18年度の予算書を拝見します と、売上高で103.8%の増を見込んでい ると。

経費部門については、92%ぐらいという ことで、おのおの数字を利益が出る体質にさ れるよう数字の予算書を組まれております が、この抜本的な大きな赤字を出している事 業について、株主総会の中でこの事業を継続 していこうと考えているのか、縮小していく と考えているのか、その辺の議論がされてい るとしたらその点を教えていただきたいと思 います。

以上です。

議長（中元優君） 御答弁願います。
助役石井隆君。

助役（石井隆君） お答えを申し上げます。

今、広瀬議員から出ましたように、指定管理者制度という形で5年間受けてございます。この5年間については、当然指定管理者を受けた側としては、経営を継続していかなければならないと、また、赤字を出す形にはならないということで、先ほど宮田議員にも説明をさせていただきましたように、経営努力の方法について今後どうやっていくべきか、それで先ほど一面を説明させていただきましたが、そういう経営努力をする必要があるということでございます。

今回の赤字が大きくなっているのは、御承知のように燃料が随分高騰してございます。例えば、ハイランドふらのであれば、303キロリットル程度の重油を使っていると、これを1円上がると30万3,000円という結果になります。前回の上がり幅が42円から60円に高騰しているということで、18円の高騰。これを計算しますと540万ぐらいが出てくるという形でございます。

ですから、この燃料の高騰が出てきた場合、また、平成18年度も厳しい状況になるかと考えてございますが、抜本的な改革については先ほどの営業努力という部分しか現在ない状況でございます。今後公社のあり方も含めながら検討する段階にはあるのかなとは思いますが、現段階では継続という形で進むということでございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。
（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、以上で本件4件の報告を終わります。

日程第12

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（中元優君） 日程第12 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員、東所榮子氏は、平成18年12月31日をもって任期満了となりますので、再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、東所榮子氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） 本件について、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第13

議案第15号 富良野市監査委員の選任について

議長（中元優君） 日程第13 議案第15号富良野市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

議案第15号富良野市監査委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市監査委員の今井正行氏は、平成18年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに後任として富永哲氏を富良野市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

富永哲氏につきましては、横浜市立大学文理学部を卒業後、北海道新聞社に38年間勤務し、その間、アメリカのワシントン支局長、東京駐在論説委員、本社編集局経済部長、東京支社編集局長、釧路支社長などの要職を歴任するとともに、北海道文化放送の常勤監査役として3年間勤務し、地方自治法第196条第1項に定める人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営にすぐれた見識を有する方です。

なお、富永哲氏の詳しい経歴は別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番 横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） ただいま市長の方から富永氏の経歴についてはる説明をいただきました。

この経歴を見る限りでは、大変さまざまな要職を歴任をされてきたと思いますが、あわせてこれは富良野市の行政の監査ということでもありますから、企業の経営、運営というのとは質的には異なるものだろうと思います。

同時に、また、今日の監査の求められている内容については、単に数字の正確さとかそういうことだけではなくて、ある意味では行政効果まで含めてそういったことが監査の役割の中に述べられてきている時代であります。

そうした中で、この富永氏を今回選任をしたいと言われて提案をされたわけですが、その提案された選定基準というか、どう

いう点を特に評価をされているのか、その辺のところについて具体的に改めてお願いをしたいと思います。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長 能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） ただいまの横山議員の方から御質問がありましたので、御答弁させていただきます。

ただいま、御提案をいたしました富永哲氏につきましては、当然、提案の理由の中にもございましたけれども、北海道新聞に38年間勤務され、その中で自治体の行政の中で非常に報道という立場の中でどういう運営、あるいはこれからの状況の中において、地方自治体運営がどうあるべきかと、こういう観点から非常に報道の一人として携わってきた中で、そういう幅広い見識を持った中の判断がこれから求められる自治体の状況ではないかと、このように思いますし、もう一つは監査する中で今、御指摘がございましたとおり、数字的なものの監査では、これは私は監査としてその効果なり、あるいはこれから効果があらわれるもの、あるいはそれに対する運営面の経営的な感覚的なものをやはり取り入れた中の監査がこれから私は求められる、こういう時代に入ってくるという、そういう状況でございます。

そういうことを含めながら、私はこの機会にこういう形の中で、行政全般にわたって幅広く見識を持った形の中で監査をしていただくことは、本市にとってマイナスではなくプラスになると、こういう確信のもとに私は御提案を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

議長（中元優君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ）

議長（中元優君） ほかにございませんか。

2番 佐々木優君。

2番（佐々木優君） 人事案件に対して意見を申し上げるのは大変申しづらい点もありますが、端的に申し上げたいと思いま

す。

僕とかかわっている部分では議員研修会ということで、何時間か御講演をいただいた点ぐらいしか、多くはかかわっているわけではございませんけれども、その中でお話をされた中での感想を含めて、今、横山議員からもありましたけれども、行政のする会計と企業のする会計は全く異質なものであるということがまず1点。

それと、監査委員という立場、これはどの立場もそうですけれども、公平中立ということが強く望まれる仕事だと思います。この2点の意味から、質問ではなくて私の意見として、この2点について強い疑問を感じているところであります。

議長（中元優君） 答弁は要りませんか。ほかにございませんか。

18番日里雅至君。

18番（日里雅至君） 人事案件が続々と出てきておりますけれども、基本的なところをちょっとお聞かせをいただきたいなと思います。

今回、今井監査がおやめになると、退任なさるといった部分の中でその退任の理由というのか、それはどういったところにあったのか。本人のこともあろうかと思えますけれども、行政的に例えば年齢がある程度の一定のところにあるとか、そういう基準を含めてそういったことはありますか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 日里議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

二つ、今、御質問があったと。一つは、年齢的なもの、それからもう一つは今井さんの意思がどうなのかと、こう私は御質問の中で受けとめましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の今井さんの本旨については、退任を希望するという1点。2点目は、これは慣例的に過去の例で70歳を目途に監査の方についてはおりにいただくと、それは70歳に

なった時点で再任ですよ、70歳にかかるということではなく、70歳についての再任については一応そういう形の中で再任というものは行っていないという内容でございます。

議長（中元優君） 18番日里雅至君。

18番（日里雅至君） 今の70歳の基準のお話でございますけれども、今回の方の年齢を見ますと任期中に70歳になられて、普通であれば2期含めて年齢からいくと60前後の方が大体70歳ぐらいで退任されるという状況ですけれども、今回の方の年齢を含めてちょっと私は疑問が残るのですけれども、その辺についてはいかがですか。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 一つには、私も先ほど御提案の理由の中に申し上げましたけれども、今日の自治体の状況の中で監査役というものの位置づけがかなりこれから大きなウエートを示していこうという私の考え方であります。

それから、もう一つは今、年齢的な問題の云々がございましたけれども、監査委員の役割というのは、8年やるとか10年やるとか、そういうものでは私はないと思います。やはり、1期4年の間で評価をされたり、あるいは自主の考え方でそうしていくと、こういう形でございますので、私は4年の間にそういう形が出てくるだろうと。

ですから、今のお話を申し上げる中では1期でそういう状況は今期の状況の中においては任期は4年でございますので、そういう判断をいたしましたということでございます。

ですから、富永氏についても2期、3期という考え方は毛頭ございません。1期で監査の状況づくりをやっていただく、こういう考え方でございます。

議長（中元優君） 18番日里雅至君。

18番（日里雅至君） 大変重要なポストだと私は認識いたしております。そして、1期は4年ですけれども、監査というのは1

年、1年のものだと判断をいたしております。

そういった状況の中で、年齢的な部分のことが非常に私は感じる部分があるということでもありますので、その辺を含めて、ほかの基準を含めて、監査委員だけではなくて、ほかにもそういったある一定の方向を含めて行政側の方では確認をされているような部分を聞いておりますので、やはりこの70歳といったところの御見解を再度お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（中元優君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 私は、この70歳というのはそれぞれ個人差は確かにあろうと、しかし市全般のことを考えてみますと、今、現況の中で私も含めて現実的に選任同意を受けるといことになれば、選挙と違いますから、この監査委員の選任については議会の同意を得ると、こういうことですから私は1年、1年の監査の中で、そういう積み上げが一つの行政効果の実績として私は残っていくだろうと、このように考えます。

それで、監査委員の任期が現状のところでは4年でございますから、当然1年、1年積み上げの状況が期されるという状況になるかと思っております。

それから、70歳の定年といいますが、一つの慣例的なものを引いたということは、私はこれは全般的にそういう形の中で70歳が一つの目途であると考えているところでございます。

議長（中元優君） ほかにございませんか。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時01分 開議

議長（中元優君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

先ほどの15号について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） ないようですので、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件、選任について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議がございまして、起立により採決をいたします。

本件について、選任に同意の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中元優君） 起立がありません。

よって、本件は選任に同意しないことになりました。

日程第14

議案第16号 富良野市公平委員会委員の選任について

議長（中元優君） 日程第14 議案第16号富良野市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） - 登壇 -

議案第16号富良野市公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市公平委員会委員の東所榮子氏は、平成18年10月11日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を富良野市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、東所榮子氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件、選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は選任に同意することに決しました。

日程第15

議案第17号 富良野市表彰条例に基づく表彰について

議長(中元優君) 日程第15 議案第17号富良野市表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

市長(能登芳昭君) - 登壇 -

議案第17号富良野市表彰条例に基づく表彰について御説明申し上げます。

本件は、富良野市表彰条例に基づき、来る11月3日文化の日に6名の方々を表彰いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

まず、条例第3条1号自治の振興発展に功績顕著な方は、前富良野市長の高田忠尚氏と前助役の松浦惺氏、それに長年にわたり統計調査員を務められている井上勝祐氏と幕田忠義氏の4名でございます。

次に、条例第3条第3号保健・医療・福祉・環境の向上に功績顕著な方は、知的障がい者相談員を長年にわたり務められております豊嶋トク子氏でございます。

次に、条例第3条4号教育・文化・体育・科学技術の振興に功績顕著な方は、富良野柔道連盟会長を長年にわたり務められておりま

す森高洋一氏でございます。

6名の方々は、それぞれ各分野において活躍され、大きな足跡を残されており、その功績に対して表彰しようとするものでございます。条例及び同規則該当条項、年齢、功績の概要等詳細につきましては、議案第17号関係資料として配付してございますので、御参照願いたいと存じます。

以上、よろしく御審議の上、議員各位の御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長(中元優君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) ないようですので、本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本表彰について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中元優君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、お諮りのとおり、表彰に同意することに決しました。

日程第16

議案第18号 富良野市議会会議規則の一部改正について

議長(中元優君) 日程第16 議案第18号富良野市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番横山久仁雄君。

7番(横山久仁雄君) - 登壇 -

議案第18号富良野市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、第2回定例会の議会改革特別委員会報告で一般質問の質疑の内容

と答弁がだれにとってもより明確になることを目指して提起された、再質問からの一問一答方式の導入に伴う改正であります。

これまでの市議会会議規則で、一般質問は同一の議題について質疑の回数は3回までと定められておりましたが、一問一答方式の実施に当たり、質疑の回数制限をなくし、質疑の内容と答弁の掘り下げ、もって議論の正確度を高めるため改正しようとするものであります。

条文の改正内容につきましては、第60条の（一般質問）に第54条の（質疑の回数）の準用を規定していた第62条を削除とし、第58条の（質疑または討論の終結）を第60条の（一般質問）に準用するとともに、第61条の（緊急質問）につきましては、これまでどおり第54条の（質疑の回数）、第58条の（質疑または討論の終結）を準用しようとするものであります。議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

議長（中元優君） これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17

認定第1号 平成17年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成17年度富良野市

国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成17年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成17年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成17年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成17年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成17年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成17年度富良野市水道事業会計の認定について

認定第9号 平成17年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

議長（中元優君） 日程第17 認定第1号より認定第9号を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

認定第1号平成17年度富良野市一般会計歳入歳出決算、認定第2号平成17年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第3号平成17年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号平成17年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算、認定第5号平成17年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号平成17年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び認定第7号平成17年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成17年度各会計歳入歳出決

算について認定を受けようとするものでございます。

決算及び決算説明書には、監査委員の意見書を添付いたしまして、別冊のとおり提出したところでございます。

内容の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

認定第8号平成17年度富良野市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成17年度富良野市水道事業会計決算について認定を受けようとするものでございます。

決算書には、監査委員の意見書並びに附属書類を添付いたしまして、別冊のとおり提出したところでございます。

内容の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

認定第9号平成17年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成17年度富良野市ワイン事業会計決算について認定を受けようとするものでございます。

決算書には、監査委員の意見書並びに附属資料を添付いたしまして、別冊のとおり提出したところでございます。

内容の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（中元優君） お諮りをいたします。

本件9件は、さきの議会運営委員長より報告のとおり、精査を要しますので、議員全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託、閉会中継続審査といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中元優君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

なお、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会をこの場において開催いたします。

日程第18

議案第1号～議案第14号（提案説明）

議長（中元優君） 日程第18 議案第1号から議案第14号、以上14件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

助役石井隆君。

助役（石井隆君） - 登壇 -

議案第1号平成18年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案をいたしました富良野市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ1億8,068万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を129億1,688万2,000円にしようとするものと、継続費の補正で追加1件、地方債の補正で変更1件と追加1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

20ページでございます。

2款総務費は、上下水道課の本庁舎への移

転と庁舎内の一部配置がえに伴う庁舎維持管理経費、山部歯科医師貸し付け住宅の屋根雪対策のための塀設置工事費、障害者自立支援法による制度改正に伴う住民情報システム修正委託料、地域防災計画書配布用消耗品費、北海道との共同滞納対策のための短期併任制市町村負担金、戸籍事務にかかる臨時事務員賃金で379万8,000円の追加でございます。

20ページ下段から25ページ中段でございます。

3款民生費は、医療制度改正によるシステム改修に伴う、老人保健特別会計繰出金、給付申請者の増加に伴う重度身体障害者日常生活用具給付費、知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担返還金など、平成17年度国庫負担金等の確定精算に伴う各返還金、障害程度区分認定調査事業費、障害者自立支援法の平成18年10月より制度施行となる自立支援給付事業費、自立支援医療費支給事業費、補装具費支給事業費及び地域生活支援事業費、子育て支援センター指導員、看護休暇の代がえのための臨時指導員賃金、平成17年度生活保護費国庫負担金の確定精算による精算返還金で、1億5,312万1,000円の追加でございます。

24ページ中段でございます。

4款衛生費は、看護専門学校運営にかかる臨床看護実習指導担当の嘱託講師報酬、校舎ボイラー温水自動制御装置及び窓木枠修繕に伴う施設修繕料、老節布北進地区専用水道滅菌設備改修工事補助金で、281万1,000円の追加でございます。

26ページでございます。

6款農林業費は、一般農道整備のための砂利購入費、北海道が実施する平扇地区農免農道整備事業の内容変更による負担金の減額、富良野南地区経営体育成基盤整備事業にかかる道営農業生産基盤整備事業負担金、食料・環境基盤緊急確立対策事業推進交付金の前年度分の確定精算による返還金、農業生産基盤整備事業、継続地区の農家受益者負担軽減を

図る持続的農業・農村づくり促進特別対策事業負担金、農業廃棄物処理施設管理のための技能講習受講経費、西達布開拓婦人ホーム敷地の用地確定測量委託料で、23万7,000円の追加でございます。

7款商工費は、道道山部北の峰線改良事業に伴うはるにれフーズパーク案内看板撤去委託料で11万円の追加でございます。

26ページ下段から、29ページ中段でございます。

8款土木費は、市道北料北線用地取得協議に伴う普通旅費、新富丘線雨水ます整備のための道路施設改修工事費、新生通排水整備にかかる水道管移転補償費、平成18、19年度の2カ年間の継続費として実施する、都市計画用途地域及び特定用途制限地域の決定のための都市計画変更業務委託料で、688万5,000円の追加でございます。

28ページ下段でございます。

10款教育費は、来年度開校いたします樹海小学校の校歌、校章、校旗等の作成、購入及び閉校廃棄物処理手数料などの樹海小学校開校事業費、貸し付け予定者の減少による育英基金貸付金、返還予定額の増額による育英基金返還金積立金、特殊学級設置校の増加に伴う、上川管内特殊学級設置学校長協会負担金、東小学校の樹木剪定委託料、西中学校教室掲示板の施設修繕料、樹海中学校通路舗装工事費、西中学校バリアフリー化のための実施設計委託料、東山公民館のスライディングウォールの施設修繕料、小中学校スキー授業の富良野スキー場リフト使用料で、1,207万5,000円の追加でございます。

32ページ中段でございます。

12款給与費は、分担金及び負担金の増額による財源振りかえでございます。

14款災害復旧費は、去る7月16日から17日にかけての局地的集中豪雨で被害を受けました、下神木の沢川の護岸ブロックの災害復旧工事費で165万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページから19ページでございます。

11款地方交付税は、普通交付税で6,102万9,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、国庫負担金の介護給付費負担金、自立支援医療費負担金、補装具給付費負担金、国庫補助金の審査会運営補助金、認定調査経費補助金、地域生活支援事業費補助金で1億846万2,000円の追加でございます。

12ページ下段でございます。

16款道支出金は、道負担金の介護給付費負担金、自立支援医療費負担金、補装具給付費負担金、道補助金の重度障害者日常生活用具給付補助金、認定調査経費補助金、地域生活支援事業費補助金、委託金のスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金で354万6,000円の追加でございます。

14ページ中段でございます。

17款財産収入は、旭川十勝道路富良野道路建設工事の施工に伴う学田3区市民農園の土地貸付料、富良野東部地区の石売り払い収入で、27万7,000円の追加でございます。

16ページでございます。

19款繰入金は、育英基金貸付金の減額に伴う育英基金繰入金の減額と、介護保険特別会計に対する平成17年度分一般会計繰出金の精算に伴う、介護保険特別会計繰入金で662万3,000円の追加でございます。

21款諸収入は、育英基金貸付金収入、はるにれフーズパーク案内板に対する道道山部北の峰線支障物件移転補償費、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業推進交付金で495万円の追加でございます。

18ページでございます。

22款市債は、平扇地区農免農道整備事業の農道整備事業債ほか1件で420万円の減額でございます。

戻りまして、6ページでございます。

第2条、継続費補正は、第2表のとおり

で、平成18年度都市計画変更事業費は、都市計画用途地域の変更及び白地地域における特定用途制限地域の決定を平成18年度、19年度の2カ年間で実施するため、総額を580万円と定め、年割額を平成18年度230万円、平成19年度350万円として定めるものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、第3表のとおりで、農道整備事業費は平扇地区農免農道整備事業費の減額に伴う変更で、限度額を2,830万円に変更するものと、農業生産基盤整備事業費は持続的農業・農村づくり促進特別対策事業の追加に伴い、限度額を190万円として追加するものでございます。

以上、平成18年度富良野市一般会計補正予算第5号について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号平成18年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案をいたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ1億8,399万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億2,499万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

5款共同事業拠出金は、本年の医療保険制度改革関連法案の可決・成立により、高額医療費共同事業拠出金確定に伴うものと、新たに本年10月より創設されます保険財政共同安定化事業に伴う拠出金で、あわせて1億7,136万4,000円の追加でございます。

8款諸支出金は、平成17年度療養給付費等国庫負担金の確定に伴う精算返還金で、1,262万8,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。
戻りまして6ページ、7ページでございます。

2款国庫支出金及び4款道支出金は、高額医療費共同事業拠出金確定に伴うもので、それぞれ27万5,000円の追加でございます。

3款療養給付費等交付金は、平成17年度退職者医療療養給付費等交付金の確定に伴うもので、792万6,000円の追加でございます。

5款共同事業交付金は、本年10月より新たに創設されます、保険財政共同安定化事業に伴う交付金によるもので、1億7,026万3,000円の追加でございます。

7款繰越金は、前年度繰越金で525万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号平成18年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出それぞれ5,320万円を追加し、歳入歳出の総額を15億1,320万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

6款諸支出金は、第1号被保険者保険料還付金と、平成17年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う償還金、平成17年度介護給付費用・事務経費等の確定に伴う会計間の精算で一般会計繰出金をあわせて4,616万4,000円の追加でございます。

8款基金積立金は、介護保険給付費準備基金積立金で703万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして、6、7ページでございます。

7款繰越金は、前年度繰越金で5,320万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第4号平成18年度富良野市老人保健特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市老人保健特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を31億6,282万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費は、老人保健法改正に伴うシステム改修委託料で32万6,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。同じく、6ページの上段でございます。

2款国庫支出金は、システム改修委託料に対する老人医療費適正化推進費補助金で、16万3,000円の追加でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で16万3,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号平成18年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび、提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、収益的収入を492万5,000円追加し、収入予定額を4億2,532万5,000円とし、収益的支出に492万5,000円追加し、支出予定額を4億2,532万5,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

支出の1款水道事業費用は、1項営業費用で上水道工業計器部品取りかえ修繕料、新生通配水管切り回し工事費、事務所引っ越しに

伴う水源送水場管理委託料の追加に、事業確定に伴う各種委託料等の減額を差し引きいたしまして446万3,000円の追加と、3項予備費46万2,000円の追加で、合計492万5,000円の追加でございます。

次に、収入について御説明申し上げます。戻りまして、4ページ、5ページでございます。

1款水道事業収益は、1項営業収益の新生通配水管切り回し工事費にかかる一般会計負担金366万5,000円と、2項営業外収益の送水ポンプ焼損にかかる機械損害保険料126万円をあわせて492万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第6号富良野看護専門学校学生寮条例の全部改正について御説明申し上げます。

本件は、指定管理者により、富良野看護専門学校学生寮を管理しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条目的、第2条名称及び位置は、現行条例どおりでございます。第3条は、定員の規定、第4条は指定管理者による管理を可能とする規定、第5条は指定管理者の業務、第6条は指定管理者の権限に関する規定でございます。第7条から第10条は入寮の許可、制限、学生寮費に関する事項等の規定でございます。また、第11条以下につきましては、権利譲渡禁止、現状回復、損害賠償、秘密保持の義務及び委任の規定でございます。

なお、開館時間、休館日に関する規定につきましては、施設の性質から設けてはございません。

附則第1項は、施行期日、第2項は経過措置でございます。

別表の学生寮費等につきましては、寮費の月額現行料金の規定でございます。暖房料の月額は2,000円から3,000円に改正するものでございます。なお、指定管理者が管理を行う場合には、この額を上限として指

定管理者が市長の承認を受けて決めることとなるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第7号公益法人等への富良野市職員の派遣等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、会社法、平成17年法律第86号及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、平成17年法律第87号による有限会社法、昭和13年法律74号の廃止に伴い、「有限会社」の字句を削除しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第8号富良野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律、平成17年法律第50号の施行に伴う附則第18条第8号の規定により、「監獄」の字句を「刑事施設」に改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第9号富良野市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、宅地造成等規制法の一部改正によって新たに生じた宅地造成工事変更許可申請受け付け事務につきまして、富良野市が北海道から権限委譲を受け、当該事務処理を行うために必要となる手数料を新設するための改正と、租税特別措置法改正を踏まえ、引用条文を整理する改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、改正宅地造成等規制法の施行日にあわせ、10月1日以前の規則で定める日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第10号富良野市老人医療費の助成に

関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、老人保健法及び健康保険法の改正に伴い改正をしようとするものでございます。

第7条第1項第2号は、老人保健法の改正に伴い、所得の額が規則で定める額以上である場合の一部負担金を100分の20から100分の30に改正するものでございます。

次に、第8条第1項は健康保険法の改正に伴い、標準負担額の字句を食事療養標準負担額に改めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第11号富良野市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、健康保険法等及び障害者自立支援法の成立に伴い改正しようとするものでございます。

第2条第7号及び第4条第1項は、健康保険法の改正に伴い、「標準負担額」の字句を「食事療養標準負担額」に改めるものでございます。

次に、第3条第2号は、障害者自立支援法附則第26条が平成18年10月1日より施行されることに伴い、障害児施設に利用契約制度が導入され、措置制度の対象外となり、医療費については公費負担されないことから、北海道医療給付事業の認定要件に該当する入所者を本市の助成の対象とするためのものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第12号富良野市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、健康保険法等及び障害者自立支援法の成立に伴い改正しようとするものでございます。

第2条第7項、第8項及び第4条第1項については、健康保険法の改正に伴い、「標準

負担額」の字句を「食事療養標準負担額」、「生活療養標準負担額」に改めるものでございます。

次に、第3条第2号は、障害者自立支援法附則第26条が平成18年10月1日より施行されることに伴い、障がい児施設に利用契約制度が導入され、措置制度の対象外となり、医療費については公費負担されないことから、北海道医療給付事業の認定要件に該当する入所者を本市の助成の対象とするための改正でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第13号富良野市看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、富良野市における優秀な看護職員の定着と充足を図るため、平成10年度から実施してきたもので、制度を利用した看護職員は70%を超える定着率になっている状況から、制度としては大きな効果があったものと認識しているところでございます。

看護職員の充足は着々と推進してきてございますが、結婚、退職、転勤等の絡みからいまだ看護職員が不足している状況にございます。

このことから、一定の成果が出たところではありますが、制度の継続は必要と判断されることから、一部制度を改正し継続しようとするものでございます。

主な改正内容は、1点目として貸付金額を4万円から2万円に引き下げる、2点目として償還金の返還に関する違約金を10.75%から10.95%に引き上げるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第14号富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、医療制度改革関連法案が成立し、健康保険法等の一部を改正する法律が10月1日より施行されることに伴い、本条例を改

正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第5条で規定している被保険者の出産に対し支給する出産、育児一時金30万円を35万円に改正しようとするものでございます。

なお、改正後の条例は平成18年10月1日以後の出産に対し適用しようとするもので、施行期日前の出産に対しては改正前の条例を適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（中元優君） 以上で、提案説明を終わります。

散 会 宣 告

議長（中元優君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

6日、7日、8日は議案調査のため、9日、10日は休日のため、それぞれ休会であります。

11日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 1時40分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成18年9月5日

議 長 中 元 優

署名議員 野 嶋 重 克

署名議員 岡 野 孝 則